

説明書

業務名	令和 8 年度佐賀県遺産 PR 動画制作等委託業務		
履行期間	契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水曜日）まで		
契約上限額（税込）	2,500 千円	説明会	開催しない
仕様書等に対する質問書提出期限	令和 8 年 9 月 15 日（火曜日） 午後 5 時まで		
企画競争参加申込書兼参加資格確認申請書提出期限	令和 8 年 9 月 24 日（木曜日） 午後 5 時まで		
提案書提出期限	令和 8 年 10 月 1 日（木曜日） 正午まで		
審査会（予定）	令和 8 年 10 月 2 日（金曜日）		
最優秀提案者の決定（予定）	令和 8 年 10 月 6 日（火曜日）		

1 企画競争参加申込書兼参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 参加資格確認申請書(様式第 2-1 号)	1 部
イ 誓約書(様式第 3 号)	1 部
ウ 業務実績書（様式第 4 号）	6 部
エ 会社概要（パンフレットで可）	1 部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第 1 号に記入のうえ、電子メール（宛先：machizukuri@pref.saga.lg.jp）により提出すること。

(2) 質問に対する回答は、令和 8 年 9 月 17 日（木）午後 5 時までに佐賀県庁ホームページに記載する。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（様式第 6 号）	6 部
イ 提案資料(様式任意)	6 部

ウ 見積書(様式任意)

6 部 (原本 1 部、コピー 5 部)

※注意事項

- ・提出書類は A4 (ホチキス留め。図表等については、A3 版の折込みも可) とし、文字サイズはおおむね 10 ポイント以上とすること。
 - ・業務の実施方針及び手法、内容とともに、実施スケジュール案及び業務体制表について記載すること。
 - ・業務の実施内容に関しては、「業務委託仕様書」において委託業務内容に掲げる項目毎に分かりやすく記載すること。
 - ・ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページに印字すること。
 - ・見積価格(消費税及び地方消費税額を含む金額)とともに、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。
 - ・「佐賀県 県土整備部 まちづくり課長」あて、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。
- (2) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (3) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- (4) 提出は持参又は郵送による。
- ※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- (5) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するので、提出書類のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (2) 参加者側の出席者は 2 人以内(うち 1 人は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は 1 者あたり 30 分程度(説明 20 分、質疑 10 分程度)を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が 2 人以上あるときは、審査委員の協議の上、審査委員長が最優秀提案者を選定する。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当す

る者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則(平成4年3月31日佐賀県規則第35号)に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示
- (2) 説明書
- (3) 仕様書
- (4) 評価基準
- (5) 仕様書に対する質問書(様式第1号)
- (6) 参加資格確認申請書(様式第2-1号)
- (7) 誓約書(様式第3号)
- (8) 業務実績書(様式第4号)
- (9) 提案書表紙(様式第6号)

10 問い合わせ

担当課	佐賀県県土整備部まちづくり課景観担当
郵便番号 840-8570	佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話	0952-25-7326
ファックス番号	0952-25-7314
電子メールアドレス	machizukuri@pref.saga.lg.jp